

指定管理者制度の導入及び第三者評価の実施

神奈川県横浜市

人口：3,544,104 人

面積：437.38 km²

取組の概要

横浜市では、平成 15 年 9 月に「公の施設の管理運営主体についての指針」を定め、全施設の管理運営主体の総点検を実施し、平成 19 年 1 月現在で 887 施設について指定管理者制度を導入してきた。

また、指定管理者によるより良い施設運営と市民サービスの向上を図るため、平成 18 年度から民間評価機関を活用した第三者評価制度を導入した。

取組の紹介

1 取組の背景

- 横浜市では、「民の力が存分に発揮される都市・横浜の実現」を目指し、平成 15 年 10 月に政策・財政・運営の 3 つの計画を連動させた「横浜リバイバルプラン」を策定した。
- その中の行政運営プランにあたる「新時代行政プラン・アクションプラン」において、指定管理者制度の導入を含め、最適なサービス供給主体の選択を進めている。

2 取組の具体的内容

(1) 指定管理者制度の導入

- 平成 15 年 9 月の改正地方自治法の施行にあわせて、平成 15 年 9 月「公の施設の管理運営主体についての指針」を定め、①民間にできることは民間に任せる、②運営コストやサービス面で最もふさわしい管理運営主体はだれか、③既存の管理運営主体を前提としない、といった視点から全施設の管理運営主体の総点検を実施し、平成 19 年 1 月末現在、887 施設について指定管理者制度を導入している。
- 民間事業者等、多様な団体の参入の機会の確保により、施設の活性化を図るために、指定管理者の選定にあたっては公募を原則としている。
- ① 外部委員を中心とした選定委員会の設置、② 選定基準・選定委員の事前公開、③ 審査結果及び議事録の公表、④ 優先交渉権者の提案書の公表等により、公平・公正・透明な選定を実施している。

(2) 第三者評価の導入

- ・ 指定管理者制度導入時から行政による業務確認や指導の徹底、利用者アンケートなど指定管理者の自己点検、施設の利用者と市とを直接つなげる専用電話「ご意見ダイヤル」（横浜市独自の取組）の設置により、適正な施設運営を確保することに努めてきた。
- ・ これらに加えて、指定管理者が客観的な視点での評価を受けることにより、自ら必要な業務改善に取り組む仕組みを確立し、市民サービスの向上につなげていくために、第三者評価を実施している（平成 18 年度 40 施設の評価を実施予定）。

3 取組の効果

- ・ 消費生活総合センターにおける土日の電話消費者相談の実施、スポーツ施設における開館時間の延長など、利用者の利便性向上が図られている。
- ・ 平成 18 年 4 月から指定管理者制度に移行した施設の予算額を前年度と比較すると、約 16 億円 10%の節減効果が図られている。
- ・ 平成 17 年 4 月から指定管理者制度に移行した市立みなと赤十字病院においては、直営の場合と比較すると、開院後 10 年間で一般会計負担 250～290 億円削減が図られる見込みである。

4 取組中の課題・問題点

- ・ 公正、公平な第三者評価の実施
- ・ 指定管理者に対する第三者評価受審の勧告

5 住民の反応・評価

- ・ 「よこはま市民利用施設ご意見ダイヤル」
平成 18 年度実績（4 月～12 月） 180 件
＜主な意見＞
「施設の利用者のマナーについて」、「施設の喫煙場所について」、
「施設の開館時間の延長について」、「施設のスタッフの接遇について」など

6 今後の課題

- ・ 施設の管理運営を主たる目的として設立された外郭団体対策（存廃・職員雇用）
- ・ 指定管理者のインセンティブの確保（経営の自由度） など

（参考）当該取組内容の関連ホームページ

「指定管理者制度関連情報」

<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/gyouseiunei/siteikanrisha/>

担当部署：行政運営調整局行政運営課